

G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会 第3回総会 事項書

■審議事項

(第1号議案)

「事業報告(案)」について

(第2号議案)

「G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会 収支決算見込及び決算承認の専決処分(案)」について

(第3号議案)

「G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会の解散(案)」について

(第4号議案)

「残余財産の処分(案)」について

【配布資料】

- ・第1号議案：G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会 事業報告(案)
・・・1～6ページ
- ・第2号議案：G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会 収支決算見込及び
決算承認の専決処分(案)
・・・7ページ
- ・第3号議案：G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会の解散(案)
・・・11ページ
- ・第4号議案：残余財産の処分(案)
・・・13ページ

G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会 事業報告（案）

1. G7三重・伊勢志摩交通大臣会合の概要

日程	令和5年6月16日（金）～18日（日）		
会場	志摩観光ホテル		
参加国 及び 出席者	日本（議長国）	齊藤 鉄夫	国土交通大臣
	フランス	フィリップ・セトン	駐日仏大使
	アメリカ	ピート・ブティージェッジ	運輸長官
	イギリス	マーク・ハーパー	運輸大臣
	ドイツ	クレメンス・ゲッツェ	駐日独大使
	イタリア	エドアルド・リクシ	インフラ・交通副大臣
	カナダ	オマール・アルカブラ	運輸大臣
	EU（欧州連合）	アディーナ・ヴァレアン	欧州委員会運輸担当委員
	招待国 ウクライナ	※ウクライナに関する特別セッションのみ オレクサンドル・クブラコフ 復興担当副首相兼 地方自治体・国土・ インフラ発展相	
	国際機関等	※官民セッションのみ 国際交通フォーラム キム・ヨンテ 事務局長 世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター 山室 芳剛 センター長	
テーマ	イノベーションによる誰もがアクセス可能で持続可能な交通の実現		



日本（議長国）



フランス



アメリカ



イギリス



ドイツ



イタリア



カナダ



EU



ウクライナ(招待国)

スケジュール

※時間は予定時間

		6月16日 (金)	6月17日 (土)	6月18日 (日)
午前	8:00		8:30~8:45 オープニングセッション (志摩観光ホテル ザクラブ [光壁])	8:00~8:30 日ウクライナバイ会談 (志摩観光ホテル ザクラブ [藤の間])
	9:00		9:00~9:10 フォトセッション (志摩観光ホテル ザクラブ [庭園])	8:45~9:15 日伊バイ会談 (志摩観光ホテル ザクラブ [藤の間])
	10:00		9:30~11:20 官民セッション (志摩観光ホテル ザクラシック [真珠の間])	9:30~10:50 セッション2 (志摩観光ホテル ザクラシック [真珠の間])
	11:00			
	12:00		11:45~13:05 セッション1 (志摩観光ホテル ザクラシック [真珠の間])	12:00~13:00 議長国記者会見 (志摩観光ホテル ザクラシック [真珠の間])
	13:00			13:00~13:15 こども記者会見 (志摩観光ホテル ザクラシック [真珠の間])
午後	14:00	14:00~17:00 日英バイ会談 日米バイ会談 日EUバイ会談 (志摩観光ホテル ザクラブ [藤の間])	13:30~14:30 ウクライナに関する特別セッション (志摩観光ホテル ザクラシック [真珠の間])	
	15:00		15:00~18:50 エクスカーショ (しまかぜ乗車、伊勢神宮「内宮」、 ミキモト真珠島)	
	16:00			
	17:00			
	18:00	18:00~18:40 エクスカーショ(英虞湾サンセットクルーズ) (遊覧船エスペランサ)		
	19:00	18:40~19:50 デモンストレーション (寶島宝生苑)		
20:00	20:15~22:00 国・地元共催歓迎レセプション (寶島宝生苑 [軍艦の間])	20:00~21:30 国土交通大臣主催晩餐会 (志摩観光ホテル ザクラブ [リアン])		
21:00				
22:00				

2. G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会

(1) 開催実績

令和4年10月20日	設立総会、第1回総会、第1回役員会
令和5年 3月30日	第2回役員会
4月 5日	第2回総会（書面開催）
10月25日	事業実施報告会
令和6年 1月31日	第3回役員会（書面開催）
2月16日	第3回総会（書面開催）

(2) G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会の主な取組

①開催支援

G7交通大臣会合の成功に向けて、万全の受入れ体制を確立し、関係省庁や市町、関係機関・団体等と連携のうえ、各種開催支援を行いました。

(主な取組状況)

令和4年10月以降	会合関係者の現地視察対応
令和5年 1～3月	G7各国大使館、総領事館等の訪問
2月12日	在京都フランス総領事による現地視察対応
3月13日	G7各国大使館等職員の現地視察支援
3月14日	大阪・神戸ドイツ連邦共和国総領事館による現地視察対応
3月22日	国土交通大臣への提案書提出
4月21日	住民説明会（三重県警察本部、第四管区海上保安本部 共催）

②開催気運の醸成

イベントやSNS等による情報発信、関係各国との国際理解・国際交流、地元地域との連携事業等を実施することでG7交通大臣会合の開催気運を盛り上げるとともに、G7各国の代表団や報道機関など、会合関係者の来県を歓迎しました。

また、未来を担う若い世代が国際的な視野や感覚を身につけ、将来の活躍に繋がるよう、多くの若者が会合に参加できるよう取り組みました。

(主な取組状況)

令和4年12月以降	第1弾PRグッズ作成（ポスター制作等）
令和5年 1月20日	県内外での会合開催PR（6月4日まで合計14回実施）
1月31日	出前授業開始（第1弾、志摩市内で7回実施）
2月22日	カウントダウンボードの設置
3月 8日	共通デザイン決定
3月28日	訪日外国人おもてなし向上研修の開催
4月以降	第2弾PRグッズ作成（ポスター制作等） クリーンアップ運動 G7給食（県及び24市町が実施）
5月10日	出前授業開始（第2弾、県内で合計56回）
5月以降	ウェルカムフラワー運動
5月27日	G7三重・伊勢志摩交通大臣会合開催直前イベントの開催

③三重の魅力発信

美しい自然や豊かな食、歴史・文化、産業など、三重が誇る様々な魅力を会合開催期間だけでなく、あらゆる機会を通じて広く発信し、アピールすることで、三重県の認知度を高めるとともに、国内外からの一層の観光誘客、地域の活性化やブランド力の向上につながるよう取り組みました。

(主な取組状況)

- 令和5年 1月以降 公式SNSアカウント運営開始 (X、Instagram、Facebook)
- 2月28日 駐日海外メディア等を対象とした魅力発信イベント開催
- 3月12日 G7各国大使館向け歓迎レセプションの開催
- 6月 5日 駐日海外メディアによるプレスツアー開催 (6日まで)
- 8月29日 企画展示 (伊勢志摩サミット記念館サミエール)
- 10月31日 G7交通大臣会合パネル展 (三重テラス)
- 11月 3日 「再現！英虞湾サンセットクルーズ」開催 (三重テラス)
- 11月13日 会合開催記念パネル展示 (県庁1階 県民ホール)

④参 考

(会合の様子：6月16日)



(会合の様子：6月17日)



(会合の様子：6月18日)



G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会
収支決算見込及び決算承認の専決処分（案）

1 決算見込

(1) 収入の部

科目	最終予算額	決算見込額	差額	摘要
負担金	88,073	88,073	0	県負担金 市負担金
諸収入		1	1	預金利息
合計	88,073	88,074	1	

※個人から三重県ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）3千円を頂戴したため、県の財源に充当しています。

(2) 支出の部

科目	最終予算額 (A)	決算見込額 (B)	差額 (B) - (A)	摘要
事業費	73,617	72,937	△680	開催支援 開催気運の醸成 三重の魅力発信
事務局費	14,456	11,264	△3,192	事務局運営費 会議開催費
合計	88,073	84,201	△3,872	

(3) 決算見込差額

収入の部		支出の部		差引（残余金）
88,074千円	－	84,201千円	=	3,873千円

2 決算承認の専決処分について

G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会規約第14条第1項の規定により、決算の承認を会長の専決処分とする。

参考：G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会規約

（会長の専決処分）

第14条 会長は、総会及び役員会（以下「総会等」という。）の権限に属する事項で軽易なもの、又は総会等を招集するいとまがないときは、その議決すべき事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会
収支決算見込(案) 内訳

収入の部

(単位:千円)

科目	項目	摘 要	最終予算額(A)	決算見込額(B)	差 額(B)-(A)
負担金	県負担金	三重県負担金 令和4年度 20,668千円 令和5年度 23,369千円	44,037	44,037	0
	市負担金	志摩市負担金 令和4年度 20,667千円 令和5年度 23,369千円	44,036	44,036	0
諸収入	その他	預金利息		1	1
合 計			88,073	88,074	1

※個人から三重県ふるさと応援寄附金(ふるさと納税)3千円を頂戴しましたので、県の財源に充当しています。

支出の部

(単位:千円)

科目	項目	摘 要	最終予算額(A)	決算見込額(B)	差 額(B)-(A)
事業費	開催支援	関係省庁・大使館職員等視察対応 国・地元共催歓迎レセプションの開催 国主催エクスカーションへの支援 外国語案内ボランティアの配置 会合参加者への記念品 会議場内への展示ブース設置 住民説明会の開催 宿泊輸送、医療体制に関する調整 など	34,399	34,331	△ 68
	開催気運の醸成	共通デザインの制作 カウントダウンボードの設置 歓迎装飾、ポスター、啓発物品によるPR クリーンアップ、ウェルカムフラワー運動の実施 各種イベントでのPR・直前イベントの開催 国際理解・国際交流事業の実施 など	23,021	22,516	△ 505
	三重の魅力発信	SNS等による情報発信 駐日海外メディア対象プレスツアーの実施 県外イベントの実施 など	16,197	16,090	△ 107
	事業費計			73,617	72,937
事務局費	事務局運営費	一般事務費 記録誌の作成 開催記念展示の実施	11,296	9,825	△ 1,471
	会議開催費	総会、役員会等の開催	3,160	1,439	△ 1,721
	事務局費計			14,456	11,264
合 計			88,073	84,201	△ 3,872

収支差			0	3,873	
-----	--	--	---	-------	--

第3号議案

G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会の解散（案）

1 要 旨

G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会規約第19条第1項の規定により、当該推進協議会を解散する。

2 解散の理由

G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会規約第2条に規定する当該協議会の目的が達成されたため。

3 解散の時期

決算の承認をもって解散する。

参考：G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会規約

（目的）

第2条 推進協議会は、2023年に本県において開催される主要国首脳会議（サミット）の交通大臣会合（以下「G7交通大臣会合」という。）の成功を期するため、官民一体となった受入れ体制を確立するとともに、併せて関連する事業の実施により、本県の活性化に資することを目的とする。

（解散）

第19条 推進協議会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散する。

2 推進協議会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

残余財産の処分（案）

1 要 旨

G 7 三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会規約第 19 条第 2 項の規定により、当該推進協議会が解散するときに有する残余財産を以下のとおり処分する。

2 残余財産の額（見込）

3, 8 7 3 千円（残余金）

3 残余財産の処分方法

推進協議会への負担金の負担割合に応じて、残余金を分配する。

その他、推進協議会が有する権利及び義務は、三重県に引き継ぐものとする。

【残余金の分配見込】

	分配割合	金額（見込）※
三重県	2分の1	1, 9 3 5 千円
志摩市	2分の1	1, 9 3 8 千円

※ 個人から三重県ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）3 千円を頂戴したことから、これを分配金額に反映。

参考：G 7 三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会規約

（解散）

第 19 条 推進協議会は、第 2 条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散する。

2 推進協議会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

令和 年 月 日

書 面 決 議 書

団体名 _____

氏 名 _____

令和6年2月5日付けG交第01-67号で提案された、G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会第3回総会の審議事項について、下記のとおり書面をもって議決権を行使します。

記

審 議 事 項		
【第1号議案】G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会事業報告（案）	承認する	承認しない
【第2号議案】G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会収支決算見込及び決算承認の専決処分（案）	承認する	承認しない
【第3号議案】G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会の解散（案）	承認する	承認しない
【第4号議案】残余財産の処分（案）	承認する	承認しない

※「承認する」「承認しない」いずれかに○をご記入ください。

[送付先]

G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会事務局
(三重県雇用経済部G7交通大臣会合推進PT内)

事務担当：古市

FAX： 059-224-3024

E-mail： g7pt@pref.mie.lg.jp

